

独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院開放型病院運営規定

(目的)

第1条 本規定は、独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院（以下「当病院」という。）に開放型病床を設置するにあたり、「独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院開放型病院登録医届出書」により届け出を行った地域の医療機関の医師及び歯科医師（以下「登録医」という。）のために施設・設備を開放し、共同診療及び共同指導をとおして、一貫性のある医療を地域住民に提供することにより、地域医療の質の向上を図ることを目的とする。

(開放型病床数)

第2条 当病院は、一般病床の中から「5床」を開放型病床として設置する。

(利用手順)

第3条 登録医が、当病院の地域連携相談室に電話等で申し込む。

- 2 申し込みは平日の9時00分から17時00分までとし、土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除くものとする。

(共同診療及び共同指導)

第4条 登録医と当病院の主治医は、共同で診療、指導を行うものとする。

(診療責任)

第5条 開放型病床に入院中の患者の管理は、当病院の責任において行うものとする。

(その他)

第6条 この規定に定めるもののほか、開放型病床の運営について必要な事項は、当病院が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、組織変更のため平成26年4月1日より改定し、施行する。